

過疎地域における曹洞宗寺院の現状 —曹洞宗宗勢総合調査 2015 年に基づいて

Current Status of Soto Zen Temples in Depopulated Areas

相澤 秀生

AIZAWA Shuki

要 約

本稿が企図するのは、仏教教団が包括下の寺院や住職の実態を知るために定期的に行なう「宗勢調査」を宗教研究の題材として用い、人口減少社会における寺院の現状を押さえ今後は展望することにある。この関心に沿って本稿が注目したのは、人口減少社会の縮図ともいえる過疎地域に立地する寺院（過疎地寺院）であり、第 6 回「曹洞宗宗勢総合調査」（2015 年実施）の数量データ・質的データに基づき、実態を分析した。

それによると、日本で最大数の寺院を擁する曹洞宗の寺院約 1 万 4 千ヶ寺のうち、約 3 割が過疎地域に立地している。その立地環境を人口・世帯数の動態からみると、非過疎地域にもまして人口と世帯数の減少が進み、それが過疎地寺院における檀信徒の減少を引き起こす主要因となっていることがわかった。寺院を支える檀徒の数は、非過疎地寺院、過疎地寺院ともに平均 150 戸ほどで数は拮抗しているが、2005 年から 2015 年までに非過疎地寺院では檀徒増、過疎地寺院では檀徒減となっており、地域社会の人口・世帯動態に左右される檀徒数は、今後目立った形で差異が生じてくるものと考えられる。寺院の法人収入については、過疎地寺院では「低収入寺院」が非過疎地寺院より 10 ポイント以上高い 7 割弱を占めたが、「高収入寺院」も 1 割強存在し、過疎地寺院間にも格差がある。

こうしたなか、寺院後継者不在に起因して他寺院の住職が寺院を兼務するケースは、過疎地寺院では 3 割弱で、非過疎地寺院より 5 ポイント程度割合が高い。ただし、過疎地寺院の住職の大半は、自身の退任もしくは死去後、寺院護持の継承を希望しており、檀信徒も先祖や死者を供養する菩提寺の存続発展を願っている。この声に応えるかのように、過疎地寺院では供養を中心とする寺院行事が多く営まれているが、寺檀関係は縮小化という下降線を辿り、寺院運営や宗教活動に支障が出始め、先行きの不安から寺院の統廃合を希望する声もあがる。

本稿の狙い

(1) 問題の所在

2015年6月、曹洞宗では第6回目となる「宗勢総合調査」(以下、本調査)が実施された。本調査は日本で最大数の寺院を擁する曹洞宗が教団の実態を的確に捉え、教化推進、すなわち人材養成、寺院振興、大衆教化を実施していくための基礎資料を策定するため、質問紙調査法に基づいて当該教団と包括関係にある全寺院(非宗教法人の寺院を含む)や全住職らを対象として、10年ごとに実施される基幹調査である。こうした調査は曹洞宗のほか、浄土真宗本願寺派、真宗大谷派、浄土宗、日蓮宗、臨済宗妙心寺派、真言宗智山派、真言宗豊山派など、寺院数の多い教団においても「教勢調査」「宗勢基本調査」などの名称を冠して複数回にわたり実施されている(以下、宗勢調査)。

宗勢調査の歴史は古く真宗大谷派が1921年に実施した調査に遡る。しかし、宗勢調査が定期的かつ継続的に実施されるようになるのは、戦後1950年代に入ってからである。戦災によって寺院は伽藍の焼失、檀信徒の離散、農地解放にともなう寺院収入の減少など、宗教活動を続けていくうえで、大きな衝撃を受けることとなった。これに引き続く高度経済成長期以降は、地域社会の過疎化にともない檀信徒が減少する寺院が増加する一方で、地方から都市へと移り住み菩提寺との関係が疎遠となったいわゆる「宗教浮動人口」(藤井1974)の受け皿となった寺院との間に法人収入の格差が拡大した。また新宗教教団も都市部で宗教浮動人口の多くを獲得し、信者数を伸ばすなかで、各仏教教団は教団運営をめぐる危機感を募らせ、社会情勢の変化に即応した布教教化のあり方、教団や寺院の維持・発展、寺院構成員の養成といった教団の施策を策定するため、宗勢調査に踏み切ることとなった(石井1988)。

かくして各仏教教団で実施される宗勢調査の調査項目は、寺院、住職、寺族(寺院に居住する住職の家族など)、後継者、布教・教化、檀信徒、経済、寺院行事、葬祭など、多岐にわたり(川又2016)、本調査と重なるところが多い。これらは各教団が掲げる宗勢調査の実施目的に鑑み、問題意識をもって関心を寄せているテーマである。つまり宗勢調査は「教団の姿見であって、(中略)そうした鏡を通して教団みずからその時々の実勢をかえりみる必要性を認めている」のである(小川2005)。

戦後1950年代における当初の宗勢調査の学術的評価は、決して高いものではなかった。かつて宗教社会学者の森岡清美は宗教現象の実態研究の目的を、①科学的目的(研究者が行なう科学の進歩発展に貢献するための調査)、②実践的目的(各教団が自己の再編成の方策を現状認識に基づいて実施する調査)、③サービスマン目的(民間の団体や役所などが研究者の協力や教団の賛助を得て、一般社会にとって有益となるために実施する調査)に類別した。この分類によるなら、宗勢調査は②実践的目的に該当する。森岡はこの②実践的目的について、次のように論じている。

この種の調査の成功度は、実践のためにいかほど有用な資料を提供したかによって決せられる。しかし科学的な手順による調査であるからには、その成果は研究資料としても利用することができるし、さらに研究の水準を高めるような価値の高い業績を生み出す可能性もないわけではない。ただ現状では、調査方法にじゅ

うぶんな検討が足らず、また成果を急ぎすぎるために、調査研究の名に値するものが少ないことは遺憾である（森岡1960）。

こうした評価に変化がでてくるのは、1960年代に入ってからである。宗教学者の柳川啓一は浄土真宗本願寺派、真宗大谷派などの宗勢調査を例にとり、「大統模な、科学的操作による数量化は争うことのできない真実性をもつ」とした（柳川 1966）。だが、その後、宗勢調査に基づいた宗教研究は活況を呈することはなかった⁽¹⁾。調査の性格上、第一読者となるのは住職や副住職ら教団関係者である。そのため、公開性は限定的で閲覧できるのが宗教専門紙誌を扱うメディアや一部研究者にかぎられ、一般に広く流通していないということ、その要因の一つにあげることができるだろう。また、調査項目が研究者個人の研究関心とマッチしない、あるいは調査が統計的な方法に則り、科学的な客観データとして提示されていたとしても、調査そのものの目的が教線の維持・発展という教団運営にあるかぎり、学術研究の俎上に載せることが難しいといった先入観をもつものの存在も考えうる。

だが、人口減少社会に突入した 2010 年代、宗勢調査は各教団の実勢を捉えていくうえで貴重な統計データとして注目され、宗教研究（主として宗教社会学）の題材として利用されはじめている（櫻井・川又 2016⁽²⁾、相澤 2017a）。筆者自身も宗勢調査の数量データを宗教研究の素材として積極的に活用すべきであると考え。宗勢調査の多くは、包括関係にある寺院と住職らを対象とする悉皆調査であり、一個人の研究者には収集することのできない膨大な数量データが蓄積され、先に述べたように、調査項目は多岐にわたる。

むろん、調査項目には、宗務行政の観点から組み入れられたと判断されるものもあり、宗教研究の題材として用いることが難しい項目もある。とはいえ、宗教研究においては、これら教団や寺院の全容にかかわる基礎的な情報に着目し、これを統計的分析によって客観的かつ効率的に記述することができる。単純集計に基づけば、寺院や住職らの属性、意識や行動の全般的な傾向を客観的・効率的に捉えられるし、クロス集計によれば、地域別の寺院の区分、性別や年代による住職らの意識や行動といった差異も浮き彫りにすることが可能である。さらには住職や寺族らの意識を因子分析によって解析することで、関連の強い質問項目をグルーピングし、一連のグループがどのような質問項目の内容のまとまりになっているのかを検討したうえで、それぞれのグループ（因子）の違いを明らかにすることもできる。

宗勢調査には数量データのほかに、調査項目で限定された内容では把握することができない寺院の状況や教団への意見などが書き込まれた質的データ（自由記述）も存在する。これもまた数量データと同様に、寺院の実態を捉えるうえで貴重な情報源となる（酒井・冬月 2017）。

このように宗勢調査が宗教集団の社会的特性を明らかにしていくにあたって有益なデータであるにもかかわらず、これを死蔵させることがあってはならないだろう。

(2) 分析の対象と方法

そこで、本稿においては、別稿で論じた問題関心に基づき、2015 年 6 月に実施された本調査の数

量データおよび質的データを題材として、過疎地域における曹洞宗寺院の実態を報告することとする⁽³⁾。本稿における「過疎地域」とは、2014年4月5日時点で過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けた自治体、またはその区域を指し、当該地域に立地する寺院を過疎地寺院、それ以外の地域に立地する寺院を非過疎地寺院と呼称する。

別稿での分析によれば、曹洞宗は日本で最大の寺院数を誇り、全国の市区町村にもっとも広く展開している。しかしこれに次いで寺院数の多い浄土真宗本願寺派、真宗大谷派、浄土宗、日蓮宗の4派と比較したところ、曹洞宗寺院は4派よりも人口や世帯数が少なく、過疎化の著しい自治体により多く布置していることがわかった(相澤2017a)。

本稿では、本調査を中心としながらも、曹洞宗で2012年に実施された「檀信徒意識調査」の結果や他宗派の宗勢調査などにも注目し、複眼的な視点からその特徴に迫ることとしたい。以下の分析においては、まず過疎地寺院の地域分布に関するデータを提示し、その概要と寺院が立地する自治体の人口・世帯動態を整理する。そのうえで、過疎地寺院で問題となっているとされる檀信徒や法人収入の減少、住職の不在、寺院後継者の不足といった問題を取りあげ、非過疎地寺院との対比、前回の調査や他宗派の調査との比較を行ない試論とする。その際、本調査および檀信徒意識調査の自由記述を引用し、過疎地寺院や檀信徒の声を拾いあげることで、一連の問題に対する認識を探り、調査項目では把握できない数量データの補完とする。最後に以上の分析を踏まえ、改めて本調査の自由記述を取りあげ、過疎地寺院がいかんして寺院運営や宗教活動を行ない、将来を展望しているのか、さらに掘り下げて一考することとする。

1. 過疎地寺院の分布と立地環境

(1) 過疎地寺院の分布

全国都道府県別に過疎地寺院数と、調査票回収寺院⁽⁴⁾に占める過疎地寺院の割合をまとめると表1のようになる(全国平均を超えるセル(マス目)は網掛けで示した。沖縄県については、寺院数が少なく、寺院の情報が特定されるおそれがあることから、鹿児島県と合算して集計した)。調査票回収寺院13,645ヶ寺のうち、過疎地域に立地する寺院は29.9%(4,083ヶ寺)である。じつに曹洞宗寺院の約3ヶ寺に1ヶ寺が、過疎地寺院ということになる⁽⁵⁾。前回2005年の調査では、調査票回収寺院14,052ヶ寺のうち、過疎地寺院の占める割合は24.5%(3,436ヶ寺)であるから、5.5ポイントの増となった⁽⁶⁾。

この10年間で、新寺の建立や寺院の移転があることは、ごくまれだろう。ここにみる過疎地寺院割合の増加は、寺院が立地する自治体の過疎化が進展したことによるものと判断される。寺院を取り巻く地域社会の過疎化は、10年間で確実に進んだといつてよい。

過疎地寺院の分布をさらに細かく北から順にみていこう。北海道の過疎地寺院割合は70.1%で、全国平均の2倍以上の値を示し、前回の調査から10.5ポイントの増となった。

表1 都道府県別にみた過疎地寺院の分布

地方	都道府県	寺院数 (ヶ寺)	過疎地寺院 (ヶ寺)	割合 (%)	2005年比 (ポイント)
北海道	北海道	458	321	70.1	10.5
東北	青森県	166	60	36.1	10.0
	岩手県	294	180	61.2	24.2
	宮城県	450	159	35.3	-0.6
	秋田県	333	270	81.1	11.0
	山形県	703	391	55.6	26.1
	福島県	452	170	37.6	13.6
関東	茨城県	186	8	4.3	-0.5
	栃木県	177	12	6.8	-2.0
	群馬県	332	59	17.8	5.6
	埼玉県	512	7	1.4	-8.9
	千葉県	306	37	12.1	6.9
	東京都	340	13	3.8	1.0
	神奈川県	353	0	0.0	0.0
甲信越	山梨県	487	114	23.4	4.1
	長野県	528	143	27.1	10.2
	新潟県	732	257	35.1	-1.0
北陸	富山県	210	12	5.7	0.7
	石川県	127	50	39.4	5.8
	福井県	274	25	9.1	-2.4
東海	岐阜県	239	41	17.2	0.4
	静岡県	1113	66	5.9	0.4
	愛知県	1128	65	5.8	0.4
	三重県	411	145	35.3	6.5
近畿	滋賀県	191	39	20.4	11.6
	京都府	354	174	49.2	21.7
	大阪府	129	0	0.0	0.0
	兵庫県	396	36	9.1	1.2
	奈良県	70	43	61.4	-1.1
	和歌山県	62	45	72.6	12.9
中国	鳥取県	195	71	36.4	18.9
	島根県	307	203	66.1	4.3
	岡山県	140	118	84.3	5.0
	広島県	176	91	51.7	6.6
	山口県	261	90	34.5	-0.5
四国	徳島県	19	14	73.7	5.7
	香川県	4	0	0.0	0.0
	愛媛県	167	125	74.9	9.2
	高知県	21	16	76.2	-5.1
九州・沖縄	福岡県	158	34	21.5	9.6
	佐賀県	225	64	28.4	9.7
	長崎県	121	85	70.2	3.8
	熊本県	88	51	58.0	14.1
	大分県	174	147	84.5	7.1
	宮崎県	63	27	42.9	2.6
	鹿児島県・ 沖縄県	13	5	38.5	2.1
合計	13,645	4,083	-----	-----	
平均	-----	-----	29.9	5.5	

東北の全県は過疎地寺院割合が全国平均を超えており、とくに秋田県の割合(81.1%)が高くなっている。これに対し、宮城県は全国平均に近い35.3%で、その割合は前回の調査より0.6ポイントの減となった。一方、岩手県や山形県の過疎地寺院割合は、秋田県を下回るものの、いずれも前回の調査から20ポイント以上の上昇となっている。

関東では過疎地寺院割合が全国平均を超える都県はなく、いずれも全国平均を10ポイント以上下回る。全国のなかでも関東に立地する寺院の多くは非過疎地域に立脚しているといえるが、前回の調査と比較すると、群馬県や千葉県は、全国平均に比して過疎化が進んでいることがわかる。

甲信越では新潟県が過疎地寺院の全国平均を超えているが、長野県、山梨県のいずれも全国平均に近い数値である。前回の調査との比較では、長野県の過疎地寺院の割合の増加が全国平均5.5ポイントの2倍近い値を示している(10.2ポイント)。

北陸で過疎地寺院の割合が全国平均を超えるのは石川県の39.4%で、全国平均を10ポイント程度上回っている(前回の調査から5.8ポイント増)。一方、富山県や福井県の過疎地寺院割合はいずれも1割未満で全国平均の半数以下となっており、前回

の調査と比較してみても非過疎地域に多くの寺院が立地している。

東海で過疎地寺院の割合が全国平均を超えるのは三重県の35.3%である。前回の調査から6.5ポイントの増となった。これに対し、岐阜県の過疎地寺院割合は2割近い値(17.2%)を示したものの、静岡県、愛知県とともに全国平均を下回る。一部例外はあるが、全国のなかでは非過疎地域に多くの寺院が所在している。

近畿では2府4県のうち、京都府、奈良県、和歌山県が過疎地寺院の全国平均を超える。もっとも過疎地寺院の割合が高いのは和歌山県の72.6%で、以下、奈良県の61.4%、京都府の49.2%の順となる。前回の調査との比較では、奈良県を除きいずれも10ポイント以上の増である。とりわけ、京都府の21.7ポイント増は、全国のなかでも山形県の26.1ポイント、岩手県の24.2ポイントに次いで、高い値となっている。一方、滋賀県の過疎地寺院割合は全国平均を9ポイントほど下回るが(20.4%)、前回の調査から11.6ポイントの増で、寺院が立地する自治体の過疎化が拡大していることがわかる。これに対し、大阪府や兵庫県は過疎地寺院割合がいずれも1割に満たず、前回の調査との比較においても、その割合にほぼ変化はなく、過疎化の緩やかな自治体に寺院が多く立地している状況がうかがわれる。

中国の全県は過疎地寺院割合が全国平均を超えている。このなかでも、とくに岡山県では8割強(84.3%)、島根県や広島県では5割以上が過疎地寺院となっており、過疎化の著しい地域に立地する寺院が半数以上を占める現状が浮き彫りになる。

四国では、香川県を除く3県で過疎地寺院割合が全国平均を超える。3県いずれも7割以上の割合を示しており、中国の島根県、岡山県、広島県の3県と同様の指摘を繰り返すことができる。

九州・沖縄で過疎地寺院割合が全国平均を超えるのは、7県(鹿児島県・沖縄県は一つの県とみなす)のうち5県である。なかでもとくに過疎地寺院割合が高いのは大分県の84.5%で、全国の都道府県のなかでもっとも高い割合を示す。これに次ぐのが長崎県の70.2%で、いずれも全国平均の2倍以上の割合となっている。これに対し、福岡県や佐賀県は全国平均を下回るものの、前回の調査からいずれも10ポイント近く割合が上昇し、その値はかなり全国平均に近づいているといえる。

以上、全国に分布する曹洞宗の過疎地寺院の現状を概観してきた。全国のなかでも、北海道、東北、近畿、中国、四国、九州・沖縄の各道府県に立地する寺院の多くが過疎地域に立脚しているといえる。とくに前回の調査との比較によれば、東北の過疎化が著しい。これら地域に比べれば、甲信越は非過疎地域に立地する寺院が多いものの、過疎地寺院の割合は全国平均とほぼ近い数値となっている点を特筆しておくべきである。

(2) 寺院の立地環境(人口・世帯動態)

これを踏まえ、曹洞宗寺院が立地する地域の特徴を大づかみに捉えてみよう。筆者がこれまでに分析してきたところによれば、過疎地寺院割合の高い北海道、東北、近畿、中国、四国、九州・沖縄では、2005年から2015年の10年間において、一部の例外を除き、寺院数はおおむね維持されている。

過疎化の著しい地域であっても、昭和一桁世代（おもに 2015 年時点で 80 歳代前半）や、いわゆる「団塊の世代」（2015 年時点で 60 歳代後半）の人びとが残り（山下 2012）、寺檀関係を継承してきたからだろう。一方、こうした地域に比べれば、過疎地寺院の割合が相対的に低くなっている甲信越、東海、近畿では、各府県の多くで全国平均の 2.3 ヶ寺減を上回る結果となった。例えば、甲信越の新潟県では 12 ヶ寺減、東海の静岡県では 9 ヶ寺減、近畿の京都府では 6 ヶ寺の減である。甲信越、東海、近畿は、人口規模に対して他教団を含む寺院数が多い寺院の過密地域であると同時に、曹洞宗寺院の兼務化⁽⁷⁾が進む地域であり、全国に先駆けて寺院の再編あるいは淘汰が進んでいるものとみなせる（相澤 2017b）。

こうした過疎地寺院が立地する自治体の人口や世帯数の推移はどのようになっているのだろうか。2015 年に実施された国勢調査の結果をもとに、過去 10 年間における寺院が立地する自治体の人口増

表2 寺院が立地する自治体の人口増減率・世帯数増減率

地方	都道府県	非過疎地域		過疎地域	
		人口増減率 (%)	世帯数増減率 (%)	人口増減率 (%)	世帯数増減率 (%)
北海道	北海道	0.1	7.6	-12.2	-4.8
東北	青森県	-7.0	1.9	-10.4	-0.6
	岩手県	-4.3	5.7	-10.1	0.2
	宮城県	0.5	11.3	-9.5	2.5
	秋田県	-6.1	2.9	-10.7	-0.7
	山形県	-5.2	3.9	-12.3	-2.1
関東	福島県	-6.4	6.6	-13.9	-1.2
	茨城県	-2.2	9.3	-12.9	-2.2
	栃木県	3.7	13.6	-13.0	-3.2
	群馬県	0.8	10.1	-0.8	8.2
	埼玉県	5.9	16.0	-17.7	-5.1
	千葉県	3.7	14.2	-14.0	-3.3
	東京都	7.7	17.1	-15.1	-6.8
甲信越	神奈川県	3.8	12.1	-----	-----
	山梨県	-4.6	4.3	-3.0	6.8
	長野県	-2.1	6.0	-1.6	6.4
北陸	新潟県	-3.7	6.0	-3.5	5.1
	富山県	-3.3	6.4	-2.4	7.1
	石川県	-0.6	7.6	-14.3	-5.7
東海	福井県	-4.0	4.8	-2.2	7.2
	岐阜県	-3.3	6.3	-8.9	0.6
	静岡県	0.3	8.7	-1.4	7.6
	愛知県	7.2	16.4	0.6	10.1
近畿	三重県	-2.1	8.0	-9.4	-2.4
	滋賀県	7.2	17.3	23.1	32.2
	京都府	-0.9	8.9	-1.2	9.0
	大阪府	0.7	9.7	-----	-----
	兵庫県	-0.3	9.3	-11.0	-1.2
	奈良県	-4.3	5.4	-21.6	-10.9
中国	和歌山県	-2.9	6.0	-11.8	-4.4
	鳥取県	-4.2	5.2	-7.4	2.5
	島根県	10.3	19.4	-0.8	7.4
	岡山県	0.9	9.3	-10.1	-2.7
	広島県	0.2	8.4	-8.5	-0.6
四国	山口県	-4.3	3.4	-5.2	2.6
	徳島県	-4.5	4.7	-15.8	-7.6
	香川県	0.9	11.3	-----	-----
	愛媛県	-2.9	4.3	-6.1	1.4
九州・沖縄	高知県	-0.6	5.9	-12.6	-5.3
	福岡県	7.5	16.9	-3.6	5.3
	佐賀県	1.6	10.4	2.0	10.4
	長崎県	-3.0	5.2	-7.8	0.9
	熊本県	4.1	12.5	-13.4	-4.9
	大分県	1.3	9.3	-1.6	6.9
九州・沖縄	宮崎県	2.7	10.3	-8.1	-1.0
	鹿児島県・沖縄県	-2.5	3.3	-13.9	-7.1

減率と世帯数増減率を都道府県別にまとめたものが表 2 である（非過疎地寺院と過疎地寺院が立地する自治体の人口増減率、世帯数増減率について、それぞれ都道府県ごとに比較し、それぞれの値が下回るセルに網掛けをした）。これに基づき、寺院を取り巻く自治体の実態を簡潔にまとめてみよう。なお、過疎地寺院がない神奈川県、大阪府、香川県については比較考察の対象外とする。

表 2 によると、北海道、東北、関東（神奈川県を除く）では、群馬県を除き、過疎地寺院が立地する自治体の人口増減率は各道都県で約 1 割～2 割の減である。いずれも非過疎地寺院が立地する自治体に比べ、人口減少が著しいことがわかる。一方、この 3 地方で過疎地寺院が立地する自治体の世帯数増減率は、岩手県、宮城県、群馬県のように増加している県もみら

*国勢調査（2005年・2015年）に基づき作成。なお、2015年に曹洞宗寺院が立地する自治体は1,322市区町村。合算すると人口は1億1,561万944人、世帯数は4,882万209戸。人口増減率は0.8%増、世帯増加率は10.3%増、平均世帯員数は2.37人である。

れるが、おおむね減少している。非過疎地寺院が立地する各道都県の自治体で世帯増減率がすべて増加している点とは対照的である。

甲信越、北陸は上記3地方と実勢が異なる。非過疎地寺院が立地する自治体のほうが人口減少率の高いケースがほとんどで、過疎地域にもまして人口減少が進展している(石川県を除く)。世帯数増減率については、それぞれ石川県を除く各県で増加しているが、非過疎地寺院が立地する自治体のほうが増加率の低いものが多い。

東海以下、九州・沖縄までの24府県(大阪府、香川県を除く。鹿児島県・沖縄県は一つの県とみなす)においては、愛知県、滋賀県、佐賀県のように、過疎地寺院が立地する自治体で人口増となっているケースもみられるが、これは例外的であり、そのほとんどでは人口が減少しており、非過疎地寺院が立地する自治体よりも人口減少が進んでいる(21府県)。このうち、世帯数が増加している場合(岐阜県、静岡県、京都府、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、長崎県、大分県の1府9県)と、減少している場合(北海道、東北、関東と同様のケース。三重県、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、高知県、熊本県、宮崎県、鹿児島県・沖縄県の11県)にわかれるが、京都府を除き、過疎地寺院が立地する自治体の世帯数減少率は非過疎地域に比べ著しく、世帯数増の場合でも増加率は低位にある。このうち、奈良県の過疎地寺院が立地する自治体は人口減少率が21.6%、世帯減少率が10.9%であり、曹洞宗寺院が立地する全国の自治体のなかで、もっとも人口・世帯数の減少が著しい地域であるとみられる。

これまでみてきた曹洞宗寺院を取り巻く自治体の現状を整理するなら、甲信越や北陸などの例外を除き、非過疎地域よりも過疎地域において人口減少と世帯数の減少が深刻化しているものとみなせる。こうした状況下、寺院の檀徒数がいかに変化したのかという点については、次節で分析することとしよう。

2. 過疎地寺院の実態

仏教教団のなかで、過疎地寺院の実態調査にいち早く乗り出したのが日蓮宗や浄土真宗本願寺派である。これら教団の報告書によれば、過疎地寺院においては、檀信徒や法人収入の減少、住職の不在、寺院後継者の不足などが顕在化しており、最終的には寺院の統廃合にいたることが懸念されている(日蓮宗1989、龍谷大学1990)⁶⁾。では、曹洞宗寺院の場合、これらの問題はどのような実勢にあるといえるのだろうか。以下では、過疎地寺院と非過疎地寺院の現状を比較することによって、その特徴を検討していこう。

(1) 檀徒数と増減

檀信徒は寺院を護持し、住職ら僧侶の持続的な宗教活動をその外側から支える存在である。ここでは、非過疎地寺院と過疎地寺院の「檀徒(檀家)数」に注目し、それぞれを比較することとしよう。非過疎地寺院における1ヶ寺あたりの平均檀徒数は146.3戸(標準偏差223.6戸)であるのに対し、過

疎地寺院の平均檀徒数は 149.4 戸（標準偏差 194.1 戸）である（基数：非過疎地寺院 8,848 ケ寺・過疎地寺院 3,796 ケ寺。以下で行なう統計的分析においては、欠損値（無回答を含む無効回答）を除いて集計しているため、それぞれ基数が異なることをお断りしておく）。その差はわずか 3.1 戸であるが、檀徒数の面では、過疎地寺院が非過疎地寺院の値を上回る結果となった⁽⁹⁾。

さらに檀徒数の分布を確認しておきたい。檀徒数は寺院の法人収入と正の相関関係にある。本調査の結果によれば、檀徒数「0～150 戸」の寺院の 79.5%（基数：8,444 ケ寺）が「低収入寺院（専業⁽¹⁰⁾不可能）」（法人収入 0 円～500 万円）、「151～250 戸」の 44.3%（基数：1,798 ケ寺）が「中収入寺院（専業が難しい）」（法人収入 500 万 1 円～1,000 万円）、「251 戸以上」の 65.5%（基数：2,043 ケ寺）が「高収入寺院（専業可能）」（法人収入 1,000 万 1 円以上）であり、おおよそ檀徒数 251 戸以上が専業可能な寺院とみなせる⁽¹¹⁾。

これを踏まえ、非過疎地寺院と過疎地寺院の檀徒数（実数記入形式）を便宜的に 4 区分し、前回の調査の結果と比較すると図 1 の通りとなる。

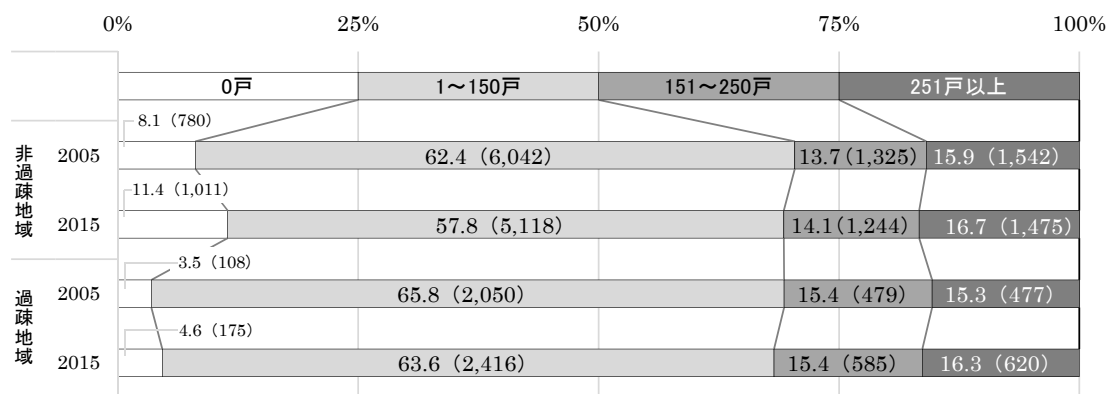


図1 過疎区分別にみた檀徒数

基数：非過疎地寺院 9,689 ケ寺（2005）・8,848 ケ寺（2015）
過疎地寺院 3,114 ケ寺（2005）・3,796 ケ寺（2015）

図 1 によると、檀徒「0 戸」は非過疎地寺院、過疎地寺院ともに、前回の調査から割合が高くなったが、本調査では非過疎地寺院が過疎地寺院よりも 2 倍以上高い割合を示した（11.4%）。非過疎地寺院では、前回の調査の檀徒「1～150 戸」は 62.4%、檀徒 150 戸以下は合算して 70.5%だった。本調査では、檀徒 150 戸以下は前回の調査からややポイントを落とし 69.2%となった。一方、前回の調査によれば、過疎地寺院の檀徒 150 戸以下は 69.3%である。これに対し、本調査の檀徒 150 戸以下は 68.2%で、非過疎地寺院と同程度の割合となっている。

ここで留意しておきたいのは、寺院ごとの檀徒数の変化である。10 年間における 1 ケ寺あたりの檀徒数の平均増減をみると、非過疎地寺院では 2.1 戸の増（標準偏差 23.1 戸）であるのに対し、過疎地寺院では 3.9 戸の減（標準偏差 16.5 戸）である（基数：非過疎地寺院 8,488 ケ寺・過疎地寺院 3,647 ケ寺）。これを単純に差し引きすれば、10 年で 6.0 戸の差が生じた計算となる。

本調査では、「檀徒あるいは信徒」が減少した理由を複数回答形式でたずねているが、それによると「後継者のいない檀信徒の死去によって」「転居など遠方への流出によって」が非過疎地寺院、過疎地寺院ともに約 8 割を占めた（前者：非過疎地寺院 77.3%・過疎地寺院 78.4%、後者：非過疎地寺院 77.6%・過疎地寺院 83.0%。基数：非過疎地寺院 5,722 ケ寺・過疎地寺院 2,779 ケ寺）。

現状において、非過疎地寺院と過疎地寺院の平均檀徒数は 150 戸程度で拮抗している。しかしながら、檀徒の増減では、非過疎地寺院が増加したのとは対照的に、過疎地寺院は減少となっており、檀徒の増減が地域社会の人口・世帯動態と深く関連している状況を考慮すると、近い将来、際立った形で檀徒数の差異が表れてくるものと考えられる。

なお、調査時点や調査方法は異なるが、浄土宗が 2012 年に実施した「過疎地域における寺院へのアンケート」をもとに（浄土宗 2014）、浄土宗の過疎地寺院（兼務寺院を除く）における檀徒数を確認すると、檀徒数 150 戸以下の寺院は 55.6%である（基数：619 人）。これに対し、曹洞宗の過疎地寺院を本務寺院に絞り込んだ場合、檀徒数 150 戸以下の寺院は 59.0%となり（基数：2,798 ケ寺）、それぞれ 6 割程度の割合となっている。

(2) 法人収入

寺院の護持や宗教活動、住職や寺族ら寺院構成員の生活などに必要不可欠なものが法人収入である。さきに用いた法人収入の 3 区分に基づき、非過疎地寺院と過疎地寺院の法人収入（2014 年度）を前回の調査とそれぞれ比較したのが図 2 である。

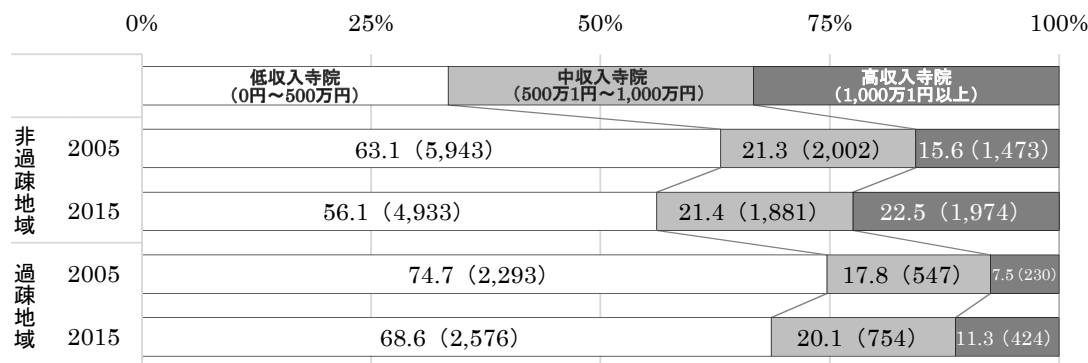


図2 過疎区分別にみた法人収入 基数：非過疎地寺院 9,418 ケ寺（2005）・8,788 ケ寺（2015）
過疎地寺院 3,070 ケ寺（2005）・3,754 ケ寺（2015）

図 2 に示したように、非過疎地寺院、過疎地寺院ともに、低収入寺院の割合が前回の調査から減少したのに対し、高収入寺院の割合が増加している。中収入寺院の割合はそれぞれ 2 割程度で、大きな変化はみられない。本調査における非過疎地寺院の現状をみた場合、低収入寺院が 6 割弱、高収入寺院が 2 割強を占め、低収入寺院と高収入寺院の二極化が前回の調査よりも鮮明となった。一方、過疎地寺院は低収入寺院の割合がいずれの調査においても非過疎地寺院より 10 ポイント以上高い値を示

し、本調査では7割弱となった。大勢としては過疎地寺院のほうが「專業不可能」な状態におかれている。住職を支える寺院の構成員（住職の家族ら）が、寺院外で就業し給与を得ることで、家計を支えているところも少なくないだろう。注目したいのは、過疎地域にあっても專業可能な高収入寺院の割合が1割強を占めている点で、過疎地寺院間でも明らかな格差が生じていることが読み取れる。

ここで再度、浄土宗の「過疎地域における寺院へのアンケート」によって、浄土宗の過疎地寺院（兼務寺院を除く）における浄土宗の過疎地寺院における法人収入を確認すると、上記の低収入寺院に該当するのは63.3%である（基数：611人）。これに対し、曹洞宗の過疎地寺院を本務寺院に絞り込んだ場合、59.1%が低収入寺院で（基数：2,780ヶ寺）、それぞれ6割程度を占めている⁽¹²⁾。

(3) 寺院の運営形態（住職の在不在）

寺院がどのような形態で運営されているかを図るための指標に寺院区分（本務、兼務、代務・特定代務、無住）がある。本務寺院とは住職が特定の寺院の代表役員に就任している場合、兼務寺院とは本務寺院の住職が、それ以外の寺院でも代表役員に就任している場合、代務・特定代務寺院とは、寺院の代表役員である住職を病氣・死亡などの事情により欠き、他寺院の住職または宗族代表⁽¹³⁾が寺院運営を代行している場合、無住寺院は代表役員である住職を欠いた状態を指す。非過疎地寺院と過疎地寺院において、前回の調査から寺院区分にどのような変化があったのかを示したのが表3である（調査年ごとに非過疎地寺院と過疎地寺院の割合を比較し、割合が高くなっているセルには網掛けを施した）。

表3 非過疎地寺院と過疎地寺院の寺院区分とその変化

		%（ヶ寺）				
	調査年	本務	兼務	代務・特定代務	無住	合計
非過疎地寺院	2005	79.5(8,444)	18.6(1,973)	0.3(36)	1.5(163)	100.0(10,616)
	2015	77.0(7,365)	20.7(1,979)	0.3(25)	2.0(193)	100.0(9,562)
過疎地寺院	2005	73.8(2,536)	22.4(770)	0.6(20)	3.2(110)	100.0(3,436)
	2015	71.0(2,900)	25.8(1,055)	0.3(12)	2.8(116)	100.0(4,083)

これによると、過疎地寺院では前回の調査および本調査ともに、本務の割合が非過疎地寺院を下回り、反対に兼務や無住の割合が非過疎地寺院を上回った。本調査では、それぞれ前回の調査から本務の割合が低下し、兼務の割合が上昇しているが、非過疎地寺院における兼務の上昇幅が2.1ポイントであるのに対し、過疎地寺院は3.4ポイントの増であり、この10年間で非過疎地寺院にまして兼務化が進んだ。一方、過疎地寺院の無住は前回の調査から0.4ポイント減少であるが、実数としては増加した。これに対し、非過疎地寺院の無住は0.5ポイント増加し、実数も30ヶ寺増えた形である。代務・特定代務についてみると、過疎地寺院では前回の調査から0.3ポイント減少し、非過疎地寺院と同じ割合となっている。

住職が特定寺院の代表役員に就任している本務寺院の割合が減少し、本務の住職が別寺院の代表役員を兼任している兼務寺院、あるいは代表役員を欠いた状態である無住寺院が増加していくことは、

寺院運営や宗教活動に大きな支障をきたす。もちろん、寺院を兼務することで、住職や寺族らが安定的な収入を確保できるという利点もあるが、1人の住職が複数の寺院を掛け持つこととなり、必然的に宗教活動や寺院運営の負担が大きくなる。ましてや、兼務の増加は、住職の母数そのものの減少に直結するから、今後もこの状況が進展するとすれば、教区や管区といった寺院の地域ごとのまとまりで法要や行事などを催すうえで、深刻な人手不足に直面し、地域の広域的な教化活動に影響を及ぼしかねない。

兼務は当該寺院を継承する住職が就任するまで、他寺院の住職が一定期間、当該寺院の宗教活動や運営を兼務する暫定的な制度であり、兼務寺院の増加は寺院継承者不在の増加を意味する。過疎地域で足早に兼務化が進む背景には、檀信徒の減少にともなう法人収入の減少をはじめとして、本堂や庫裡^{くり}などの伽藍の維持・管理、寺院後継者の育成など、寺院護持をめぐる問題がある。本調査の自由記述には、過疎地域に所在する兼務寺院から次のような意見が寄せられた（自由記述は原文のまま一部引用。寺院や住職、檀信徒の特定につながると判断した内容は伏字とした。丸付数字は引用の通し番号、カッコ内は過疎地寺院の所在地である。檀信徒の自由記述については、年代と性別も加えた。以下、自由記述の引用はこれに準ずる）。

①兼務寺院は檀家が無く、収入も無い為、護持、運営（宗費、維持管理等）に関して大変厳しいものがあります。全国的に見ても同じ境遇にあるところが多々あると思います。宗門全体で真剣に考えていく必要があるはずです。（甲信越）

②当寺は青空寺院であり檀家は0で、責任役員は本務寺の総代が務めている地域住民が寺の名前を残したいとの希望で兼務をしている。寺の行事等も年1回のみであり、^て聖費は本務寺より支出している現状である。（近畿）寺院を継承する住職がおらず、兼務化が進む背景には、すでに他教団で20年以上も前から指摘されてきた寺院運営上の諸問題、とりわけ檀信徒数と法人収入の問題が深く関係していることが自由記述の内容からうかがえる。

このなかで興味深いのは、本堂や庫裡などの伽藍が存在せず、宗教法人として登記のみがある状態のいわゆる「青空寺院」が、檀信徒総代をはじめとする地域住民らの要請により、他寺院の住職が当該寺院を兼務する形で維持されている点である。名前だけでも菩提寺を慕う檀信徒とこれに応える兼務住職の実態は、寺院が地域社会に存在することそれ自体の意義がいかに大きいものであるかを知ることができる一例といえよう。櫻井義秀・川又俊則によれば、「地域社会に寺院があること（Being）が地域社会の人々に安心感やコミュニティの連帯感に大きな影響を与えている」という（櫻井・川又2016）。

この先、寺院の兼務化がどの程度進展するかどうか、正確に予測することは困難である。しかし過疎地域に立地する本務寺院の声に耳を傾ければ、兼務寺院のさらなる増加は避けられない事態であるとみなせる。以下に一例を紹介しておこう。

③檀信徒の高齢化と少子化の現状が深刻な傾向を示している。後継者を育成する余裕と保証がない為

運営と将来の展望が見えない。(東北)

④寺院は在家社会の人口動向に密かに関係しており、都会への人口流入が続くかぎり、私共のような山間部の寺院に未来はありません。したがって私自身はこのまま何とか続けていくにしても、子弟に（得度はしました）が、在俗の生活をしよう指導しております。(近畿)

⑤自坊の位置する集落が限界集落となり、過疎化がいちじるしく進んでいます。檀徒は……数年後には 10 戸以下となり、寺院経営が本務としては不可能になりそうです。(近畿)

(4) 寺院継承に対する住職意識と現状

かくして寺院の兼務化が進む背景には、寺院を継承する後継者の不在という問題がある。そもそも寺院は僧侶が修行を重ね、檀信徒らが集い、ともに信仰を深める場であるだけに、次世代にわたり寺院運営や宗教活動をしていくというのが建前であり、「檀信徒意識調査」によれば、檀信徒の約 8 割 (5,429 人) が菩提寺の今後の存続発展を願っている (基数: 6,530 人)。しかしながら、過疎地寺院の自由記述には、以下のような意見がみられる。

⑥……檀家がほとんどない、又はない寺院を●カ寺かかえ、家族の生活のために、昨年まで公務員をしていましたが、早期退職し、現在は寺の維持・管理のために体力はもちろん経済的な負担もあり、個人の力では厳しい状況です。……勤めをもった住職という中途半端でその悪循環を感じながら生活してきました。……「寺じまい」「還俗」も考慮する必要さえ感じています。(東北)

引用③④を含め、これは一部の例外的な意見なのだろうか。そこで、住職の退董^{たいどう} (退任) もしくは遷化^{せんげ} (死去) 後、寺院護持の継承について、どのように考えているのか、その結果をまとめたのが表 4 である。

表4 寺院継承に対する住職の意識

	% (人)			
	護持運営を続けてほしい	護持運営を続けてほしくない	わからない	合計
非過疎地寺院	90.3(6,450)	1.2(85)	8.5(606)	100.0(7,141)
過疎地寺院	89.3(2,516)	1.3(38)	9.3(263)	100.0(2,817)

表 4 によると、非過疎地寺院の住職、過疎地寺院の住職はともに約 9 割が自身の退任や死去後も寺院を継承して「護持運営を続けてほしい」と考えているのに対し、「護持運営を続けてほしくない」「わからない」は両者合わせて約 1 割に上った。過疎地寺院の住職の方がやや寺院の護持の継承に対して否定的・判断保留とする割合が高くなっているが、地域による差異が際立っているとはいいがたい。寺院護持の継承については、土屋圭子・小林惇道による本調査の分析に示唆されているように、寺院の地域性というよりは、むしろ寺院行事や葬儀・年回法要 (法事) の執行といった宗教活動に基づく法人収入の問題に起因するところが大きいものと考えられる (土屋・小林 2017)。

本調査では、自身の退任や死去後も寺院を継承して「護持運営を続けてほしい」と回答した住職 (非過疎地寺院住職 6,450 人・過疎地寺院住職 2,516 人) に対し、寺院の後継予定者がいるかどうかもたずね

ている。その結果を示すと表 5 のようになる（「いる」は「実子」「養子」「子の配偶者」「上記以外の親族」「親族以外の法類、またはその家族」「その他」を合算したもの）。

この結果によれば、過疎地寺院で後継予定者がいないと回答した住職の割合が非過疎地寺院の住職よりもやや高くなっている。しかしこれもわずか 2.4 ポイントの差にすぎない。後継予定者の不在という現状については、曹洞宗寺院全体が抱える問題であり、寺院の動勢（檀信徒数や法人収入など）や住職が後継候補を実子や自身の徒弟に固定化している観念などが影響を及ぼしているものとみられる（土屋・小林 2017）⁽¹⁴⁾。

表5 寺院護持の後継予定者の有無

	% (人)		
	いる	いない	合計
非過疎地寺院	76.9 (4,930)	23.1 (1,481)	100.0 (6,411)
過疎地寺院	74.5 (1,864)	25.5 (638)	100.0 (2,502)

(5) 宗教活動の現状

檀信徒や法人収入の減少にともなって引き起こされる事象には、寺院後継者や伽藍の維持・管理の問題に加え、宗教活動の停滞もありうる。「檀信徒意識調査」によれば、檀信徒が菩提寺の行事に参加するのは、先祖や死者の供養に対する思いに支えられたものであり、こうした檀信徒の思いを共有する形で先祖や死者の供養にかかわる法要が行なわれ、それが曹洞宗寺院の主たる法要となっている（酒井 2017）。供養を紐帯とした寺檀関係の縮小化が過疎地域で先鋭化しているとすれば、おのずと法要への参加者が減り、人手や経費のかかる寺院行事の執行にも少なからぬ影響を及ぼすこととなる。そこで、寺院が行なう主要な宗教活動の一つである恒例法要（毎年定期的に開催される寺院行事）を例に、この問題について押さえておくこととしよう。

非過疎地寺院と過疎地寺院における恒例法要の実施状況（2014 年度）を確認すると、恒例法要の実施率（何らかの恒例法要を開催）は非過疎地寺院で 92.8%（8,463 ケ寺）、過疎地寺院で 94.8%（3,638 ケ寺）だった（基数：非過疎地寺院 9,124 ケ寺・過疎地寺院 3,862 ケ寺）。これをもとに、それぞれの実施状況を示したのが表 6 である（非過疎地寺院と過疎地寺院の割合を比較し、割合が高いセルには網掛けを施した。分類名は酒井 2017 による）。

表6 非過疎地寺院と過疎地寺院の恒例法要実施状況(2014年度)

分類	先祖供養法要				三仏忌法要			祈願・祈祷法要		祖師方への法要				その他の恒例法要
	施食会	盂蘭盆会	春彼岸会	秋彼岸会	釈尊降誕会	涅槃会	成道会	大般若会	修正会	開山忌	両祖忌	達磨忌		
非過疎地寺院	6.607	5.725	4.088	3.849	3.805	3.211	2.393	3.261	1.540	1.692	1.122	513	2.622	
	78.1	67.6	48.3	45.5	45.0	37.9	28.3	38.5	18.2	20.0	13.3	6.1	31.0	
過疎地寺院	2.421	2.591	1.881	1.687	1.597	1.630	1.228	1.680	653	739	489	187	1.157	
	66.5	71.2	51.7	46.4	43.9	44.8	33.8	46.2	17.9	20.3	13.4	5.1	31.8	

基数：非過疎地寺院8,463ヶ寺・過疎地寺院3,638ヶ寺

表 6 によると、法要の実施割合が僅差となっていたり、開きがあったりする法要も見受けられるが、13 項目中 8 つの法要とその他の恒例法要は非過疎地寺院よりも過疎地寺院の実施割合が高くなって

いる。過疎地寺院では寺檀関係が縮小化するなかにあっても、非過疎地寺院にもまして、住職らを中心に恒例法要が営まれている様子が見られる。

しかし、「檀信徒意識調査」において、過疎地域に居住する檀信徒は「⑦私が住んでいる地域は年々人口が減少していますのでお寺での行事に参加できる奉仕できる方が高令化して、いつまで出来るのかしらと不安を感じています」（北陸・40代・女性）と自由記述に回答し、その将来を危ぶんでいる。本調査で過疎地域に立地する本務寺院の住職も「⑧月忌・法事・葬儀の布施収入と国民年金でどうか、寺の維持生活をしており、法要を修行すると赤字になり老令化でお参りもへり、……布施で寺を維持することも不可能になった時……宗門の教義だけでは現在を生きるにはすくなくならず維持管理が出来ないのでは……」（九州・沖縄）と、自由記述にその心情を吐露している。

3. 自由記述からみえる過疎地寺院の運営状況・宗教活動の現状と将来

過疎地寺院では相対的に寺檀関係が縮小化しており、専業不可能な低収入寺院が過半数を占める。そうしたなかで、過疎地寺院では、いかにして寺院運営や宗教活動を行ない、その将来をどのように考えているのだろうか。本節では、上記分析と重複するところもあるが、本調査の自由記述に基づき、過疎地寺院の現状と将来に対する認識をさらに掘り下げて考えていくこととしよう。

⑨過疎化が著しい集落にて何とか寺院、もとより、檀徒の願いを叶えるべく努めております。自坊では生活する事が出来ず、日々仕事を兼ねておりますが、高齢化社会の中、檀徒の皆様にご負担する事が出来ません。
(中国)

⑩私も先住も教員をしながら寺を維持してきた。しかし、昨今は兼職（教員や公務員など）がむずかしくなってきた。（東北）

これらの意見は、寺院実務以外の仕事に従事する「兼職」により、寺院運営や宗教活動を行なってきた一例である。寺院の収入だけでは住職ら寺院構成員の生活を支えることができず、教員や公務員、会社員など、寺院とは異なる就業先から一定の収入を得て、生計を成り立たせてきたことがうかがえる。兼職には、檀信徒にかぎらず一般の人びとに対しても、寺院以外での社会経験を活かした住職ならではの対応が可能となり、寺院運営に役立つ知識や技能を取得する機会ともなるが、その反面、住職が宗教活動に充当する時間がひっ迫することになる。過疎地域では就業先も減少し、宗教活動のための休暇をとることのできる職場もかぎられている（櫻井 2017）。兼職による寺院護持には限界が差し迫っており、このような状況下では、次世代の住職に寺院護持をバトンタッチすることも困難になってくるだろう（引用③⑥）。

そうなれば、寺院の兼務や統廃合といった方法が模索されることになる。過疎地寺院の自由記述には、以下のような意見がみられる。

⑪私の年齢からあと 20 年経ると、檀家が半数以下になるような状況です。住職が教化布教に頑張ってもどうにもならない。このままでは日本の人口問題と都市集中経済と連動して消える寺院が増えるのではと考えてい

ます。(甲信越)

⑬檀家さんが●軒と少なく更にこれから減少する事が目前の状態。本堂、庫裡の老朽が激しく(400年位経過)止むを得ない修繕でも住職の出費が経費の半分位を占める状態です。50万円位の修繕ならばほぼ100%個人持ち出しです。どうか「廃寺」や「併合」を真剣に考えて下さい。そんな中で本山の修繕寄附や大遠忌の志納金など非常に複雑な気持ちであります。(甲信越)

⑭……後継者たる若者の都市部への生活本拠の移転などにより、当地に残れる者は、高齢者ばかりとなり、年金生活者が多数を占める状況となっています。その残留者も生活困窮や病弱などの理由によって、当地を離れ、都市で生活をする子ども達の許へ転居するなどして、人口減少の歯止めがきかず、「檀徒離れ」が顕著となっています。……(当地で、筆者註)何とか寺院運営がなされる寺院は2ヶ寺、後の4ヶ寺は檀徒数が激減し、10~25軒程の状況で、残りの1ヶ寺は、寺院跡のみを残し全檀徒が他宗に離檀いたしました。以上のような現状の中、寺院関係者(住職2名、兼務住職5名)も布教教化に尽力をいたしておりますが、なかなか思うに任せず難渋いたしております。(東海)

⑮地方寺院の運営は厳しく、寺院統合を考えるべきと思う。檀徒数150戸以上となる様に願う。(九州・沖縄)だが、引用⑫にもみられるように、過疎地域に居住する檀信徒にとって、菩提寺はかけがえのない存在である。換言すれば、先祖や死者を供養する菩提寺は、一切代わりのきかない「我が寺」なのだ。そのために、過疎地寺院の住職と檀信徒の間で、さまざまな葛藤を生み出すこととなる。これが今後、どのように推移するかはともかく、曹洞宗寺院の数はこの50年において、おおむね維持されてきた。そして、それは檀信徒の先祖や死者の供養が世代をわたり、継承されてきたことによる(相澤2016)。

とはいえ、2000年代に入り、地縁・血縁的共同体の紐帯が弛緩の度を強めるなかで、葬祭儀礼はきわめて狭い範囲の人間関係に凝縮する志向性をもつようになっていった(相澤2014)。それは檀信徒の葬祭によって成り立つ寺院間の相互扶助関係にも影響を及ぼすこととなった。一例を紹介しよう。

⑯……葬式と言えば、導師含めて3人又は数人の葬式当たり前でしたが、今は3人の葬式が少なくなり、1人葬式が増えてきた。すると、他寺院の手伝いは必要なくなり、喪主の負担は無くなるが、住職としての収入が激減、近隣の寺が助け合おうと言う考え方が地方の小さい寺では不可能になってきている。大きい寺との付き合いも回数激減収入激減です。(四国)

筆者自身の調査でも、このような声を耳にする機会が多い。他教団の調査ではあるが、浄土宗総合研究所が浄土宗の住職と教師を対象として2009年に実施した「寺院アンケート」によれば、葬儀を1人で行なうことが多いとの回答が41.0%(基数:2,700人)でもっとも高い割合を示した(浄土宗2012)。葬儀規模の縮小化とともに、寺院間の相互扶助の機会が減少しているとすれば、寺院の護持にも支障をきたすこととなる。

こうしたなかで、少子高齢化が深刻化する過疎地域の檀信徒からは菩提寺を支える中心的な役割を担っている昭和一桁世代、団塊の世代以降の供養の担い手について、その将来を懸念する意見が多く聞かれる(相澤2016・2017a)。供養の継承をめぐる問題について、本調査では次のような意見が寄せ

られた。

⑮都市への転出により地方は過疎化の進行著しく寺院の存続危機が起きて居ます。都市部寺院は葬儀社の紹介で菩提寺が地方に有り、又、墓が地方に有るにもかかわらず、確認も無く受け葬儀を行い、更に檀家増えすぎ大変と言ってはばかりません。宗報で新規檀家受け入れ時には、菩提寺が有るか、墓が地方に有れば菩提寺の確認を求める様、指示をして頂き、更に葬儀社に菩提寺の意義を徹底する様、該当寺院に指導願います。法の伝承、血脈の意義、健全なる寺院運営を図り、宗門の未来存続の為、宜しく御検討願います。(北海道) ここには、地方から都市へと移り住み、菩提寺との関係が疎遠となった宗教浮動人口の問題がある。紙幅の都合上、詳しく紹介することはできないが、「檀信徒意識調査」の自由記述によれば、若い世代の檀信徒は菩提寺との関係が疎遠であり、そもそも菩提寺の宗派が「曹洞宗」であることを知らなかったとする意見が多くみられた。さらに、若い世代の檀信徒には、宗教活動が葬儀のみに特化しているという批判精神や、先祖の供養が曹洞宗でなければならないという必然性を感じないといった考え方も見受けられる。寺檀関係はこれまで、親などの身近な人の死を接点として、再生産されてきたが、若い世代の檀信徒の意見によるかぎり、今までと同様に寺檀関係が引き継がれるという確証はない(相澤 2017a)。住職ら僧侶にとって、菩提寺や供養の意義を若い世代の檀信徒に伝えていくことが急務となつていよう(相澤 2016)。

おわりに

これまでみてきたように、2005 年から 2015 年にかけて、地域社会の過疎化は確実に進展し、これにともない曹洞宗寺院の約 3 割が人口減少社会の縮図である過疎地域に立地していることがわかった。過疎地寺院を取り巻く環境は、非過疎地寺院に比べ厳しい情勢下にあり、北海道、東北、関東、近畿、中国、四国、九州・沖縄地方を中心に、人口・世帯数の減少が進んだ。これと連動するのが檀信徒の減少であり、絶家や転居にともなうものが、主たる理由としてあげられている。

ただし、非過疎地寺院においても、過疎地寺院と同様、人口・世帯数の減少にともなう檀信徒の減少に直面し、専門の不可能な低収入寺院が数多く存在することにも注意を払わなければなるまい。平成の市町村大合併にともなう地方行政の広域化により、寺院が立地する細やかな地域の人口・世帯動態、自然的・地理的環境などを統計で把握することが難しくなっている。本調査の自由記述のなかには、人口・世帯数の減少が進む中山間地域を中心とした実地調査を希望する寺院の意見がみられたが、筆者自身もその必要性を強く感じているところである。

非過疎地寺院に先駆けて、過疎地寺院では寺檀関係が縮小化し、寺院運営や宗教活動の先行きが不透明になっており、寺院の存続発展を願う檀信徒の声とは裏腹に、寺院の統廃合による再編を望む声もあがっている。絶家はともかく、転居した檀信徒への対応や働きかけは寺院の場合、地縁関係によって成り立つ神社とは異なり、檀信徒の血縁関係に基づく結びつきを活用できる利点もあるはずだ。本調査では、檀信徒全体に占める往復で日帰り(丸一日)以上を要する所に住む檀信徒(以下、遠方檀

信徒)の割合をたずねている。それによると、非過疎地寺院では平均6.5% (標準偏差17.1%)、過疎地寺院では平均9.1% (標準偏差17.8%)が遠方檀信徒である(基数:非過疎地寺院8,580ヶ寺・過疎地寺院3,686ヶ寺)。ほぼ同率ではあるが、人口減少とともに一部の特定都市に人口が集中する極点社会の到来が予測されるなかで、都市部では無縁多死にともなう死者の扱いや、深刻な墓地不足が懸念されており、過疎地寺院はこうした遠方檀信徒の受け皿となり、縁を紡いでいくことも宗教集団として課せられた役割といえるのではないかと。

とはいえ、本調査の自由記述には、過疎地寺院の住職が主体的に檀信徒に働きかけているにもかかわらず、転居先を教えてもらえなかったり、お盆やお彼岸の^{たなごよう}柵⁽¹⁵⁾を断られたりすることがあるとの記載がみられる。転居にともなう檀信徒と菩提寺の空間的な距離の隔たりや生活環境の変化が、必ずしも直接的に寺檀関係の絆に亀裂を生じさせるわけではないだろう。むしろ、住職と檀信徒の日常的な関係のなかで、いかに寺檀関係の絆を深めておくかが、事の正否をわかつのではないかと。

ここで重要な点は、菩提寺に対する住職と檀信徒との認識の乖離である。住職は葬儀や年回法要を執行し、寺院に位牌や墓地をもつ家の人びとを一様に檀信徒と認識するが、そのように認識される側の人びとは、必ずしもみずから「檀信徒」と位置付けているわけではない。とりわけ、団塊の世代以降の若い人びとは、そうした意識が希薄である。だからこそ、自由記述⑮のような問題も表面化してくるのだろう。団塊の世代以降の若い人びとが、既存の寺檀関係を継承すべきかどうか、いよいよ決断の時が差し迫ってきている。

参考文献一覧

- 相澤秀生 2014 「新たな葬送の展開」『曹洞宗総合研究センター第 15 回学術大会『葬送儀礼と民俗』刊行記念シンポジウム「これからの葬儀を考える」講演録』曹洞宗総合研究センター。
- 相澤秀生 2016 「過疎地域における供養と菩提寺—曹洞宗」櫻井義秀・川又俊則編『人口減少社会と寺院—ソーシャル・キャピタルの視座から』法蔵館。
- 相澤秀生 2017a 「宗派間比較からみた過疎地寺院—曹洞宗を中心に」『跡見学園女子大学文学部紀要』52 号、跡見学園女子大学文学部。
- 相澤秀生 2017b 「はじめに」曹洞宗宗勢総合調査委員会編『曹洞宗宗勢総合調査報告書 2015 年（平成 27）』曹洞宗宗務庁。
- 相澤秀生 2017c 「寺院に在籍・居住する人びとの概要」曹洞宗宗勢総合調査委員会編『曹洞宗宗勢総合調査報告書 2015 年（平成 27）』曹洞宗宗務庁。
- 石井研士 1988 「教団の行う宗教調査の展開と現状」『宗教年鑑 昭和 62 年版』文化庁。
- 小川順敬 2005 「寺院の社会学的研究に関する覚え書き」『宗教学論集』24 輯、駒沢宗教学研究会。
- 川又俊則 2016 「人口減少時代の教団生存戦略」寺田喜朗・塚田穂高・川又俊則・小島伸之編著『近現代日本の宗教変動—実証的宗教社会学の視座から』ハーベスト社。
- 酒井克也 2017 「恒例法要・臨時法要」曹洞宗宗勢総合調査委員会編『曹洞宗宗勢総合調査報告書 2015 年（平成 27）』曹洞宗宗務庁。
- 酒井克也・冬月律 2017 「自由記述からみえてきたもの」曹洞宗宗勢総合調査委員会編『曹洞宗宗勢総合調査報告書 2015 年（平成 27）』曹洞宗宗務庁。
- 櫻井義秀 2017 『人口減少時代の宗教文化論—宗教は人を幸せにするか』北海道大学出版会。
- 櫻井義秀・川又俊則編 2016 『人口減少社会と寺院—ソーシャル・キャピタルの視座から』法蔵館。
- 浄土宗総合研究所編 2012 『現代葬祭仏教の総合的研究』浄土宗総合研究所。
- 浄土宗総合研究所編 2014 「過疎地域における寺院へのアンケート（正住職寺院版）第一次集計報告」『教化研究』25 号、浄土宗総合研究所。
- 浄土真宗本願寺派第 9 回宗勢基本調査実施センター編 2011 『第 9 回 宗勢基本調査報告書』浄土真宗本願寺派宗務企画室。
- 土屋圭子・小林惇道 2017 「寺院運営と後継者」曹洞宗宗勢総合調査委員会編『曹洞宗宗勢総合調査報告書 2015 年（平成 27）』曹洞宗宗務庁。
- 日蓮宗現代宗教研究所編 1989 『過疎地寺院調査報告 ここまで来ている過疎地寺院、あなたは知っていますか？』日蓮宗宗務院。
- 藤井正雄 1974 『現代人の信仰構造—宗教浮動人口の行動と思想』（日本人の行動と思想〈32〉）評論社。
- 森岡清美 1960 「宗教調査の目的と方法」文部省調査局宗務課編『戦後における宗教調査の実状』文部省調査局宗務課。
- 柳川啓一 1966 「最近の宗教調査における宗教と社会変動の問題」文部省調査局宗務課編『宗務時報』10 号、文部省調査局宗務課。
- 山下祐介 2012 『限界集落の真実—過疎の村は消えるのか？』ちくま新書。
- 龍谷大学過疎地寺院実態調査センター編 1990 「過疎地寺院実態調査報告書」『宗報』301 号、浄土真宗本願寺派。

註

- (1) 宗勢調査が宗教研究に利用された数少ない例として、石井研士「教団の行う宗教調査の展開と現状」『宗教年鑑 昭和63年版』(文化庁、1988)、舟橋和夫「仏教寺院の過密・過疎現象—真宗教団における都鄙関係を中心として」『研究紀要』4号(京都女子大学宗教・文化研究所、1991)、口羽益生・舟橋和夫「日本人の宗教意識と社会的実践—特に浄土真宗の門信徒を中心に」『仁愛大学研究紀要』2号(仁愛大学、2004)、三浦節夫「既成仏教教団の構造—真宗大谷派の教勢調査に基づいて」『宗教研究』80巻3号(日本宗教学会、2006)があげられる。
 - (2) 櫻井・川又2016では、浄土真宗本願寺派、日蓮宗、曹洞宗の宗勢調査に基づく分析が3章にわたって収録されている。浄土真宗本願寺派は那須公昭「信頼は醸成されるか—浄土真宗本願寺派」、日蓮宗は灘上智生・岩田親静・池浦英晃・原一彰「宗勢調査に見る現状と課題」、曹洞宗は相澤2016。
 - (3) 以下、本稿の執筆にあたり、曹洞宗宗勢総合調査委員会編『曹洞宗檀信徒意識調査報告書 2012年(平成24)』(曹洞宗宗務庁、2014年)、『曹洞宗宗勢総合調査報告書 2015年(平成27)』(曹洞宗宗務庁、2017)に記載のないデータについては、曹洞宗宗務庁教化部より、利用の許諾を得た。ここに記して感謝申しあげる。
 - (4) ここでいう調査票回収寺院とは、本調査において、調査対象寺院となった14,099ヶ寺(本調査に先駆けて実施された事前調査で回答のあった434ヶ寺を除く)のうち、調査票を回収した寺院13,645ヶ寺である(回収率96.8%)。
 - (5) 本調査対象寺院14,533ヶ寺(本調査に先駆けて実施された事前調査で回答のあった434ヶ寺を含む)に占める過疎地寺院の割合は30.1%である。
 - (6) ここで、他教団の宗勢調査に基づき、各教団の過疎地寺院割合との比較を試みたいが、管見のかぎり2014年4月5日時点の過疎地域自立促進特別措置法によって過疎地寺院割合を算出した教団がないため、それをなしえない。参考までに、相澤2017aにおいて、『日本寺院総鑑データCD(2014年度版)』(協栄プランニング)をもとに、過疎地寺院割合を算出した結果を示してみよう。それによると、曹洞宗における過疎地寺院の割合は30.2%であり、この結果は調査対象寺院に占める過疎地寺院の割合(30.1%)とほぼ一緒である。『日本寺院総鑑データCD(2014年度版)』が収録する寺院数と、調査対象寺院数はそれぞれ調査時点が異なることから、その数は必ずしも一致しないが、『日本寺院総鑑データCD(2014年度版)』はおおむね寺院の現況を正しく収録しているとみて大過ないだろう。
- そこで、曹洞宗以外の教団における過疎地寺院の割合を示すと、次のようになる。臨済宗妙心寺派33.2%、高野山真言宗30.1%、浄土真宗本願寺派26.7%、日蓮宗21.4%、真宗大谷派20.8%、浄土宗15.6%、天台宗14.4%、真言宗智山派14.1%、真言宗豊山派13.3%。この結果によれば、曹洞宗は臨済宗妙心寺派に次ぐ割合となっており、日本の仏教教団のなかでも、とりわけ多くの寺院が過疎地域に立脚していることが鮮明となる。
- (7) ここでいう兼務とは、住職の退董(退任)や遷化(死去)などにより、その後を引き継ぐ副住職や徒弟がないために、他寺院の住職が当該寺院の代表役員を兼任し、寺院運営や宗教活動にあたるものである。
 - (8) 人口減少社会を迎えた近年、寺院や教団の存続を懸念する危機意識の高まりから、この問題に焦点をあてた寺院の調査が教団で相次いでいる。筆者の目にとまった書誌情報のみを掲げておこう。天台宗総合研究センター編「少子高齢化と寺院運営に関するアンケート」集計報告『天台宗報』296号(天台宗、2014)、寺院問題検討委員会編『過疎地域に所在する寺院の問題に関する報告書—過疎地域における寺院へのアンケート調査集計』(浄土宗、2015)、日蓮宗現代宗教研究所宗勢調査プロジェクトチーム編『人口減少時代の宗門—宗勢調査にみる日蓮宗の現状と課題』(日蓮宗宗務院、2015)、智山教化センター編『年報 特集：人口減少社会に向けて

一家族形態の変化から寺院のあり方を問う』(真言宗智山派宗務庁、2016)、浄土宗総合研究所編『過疎地域における寺院に関する研究』(浄土宗総合研究所、2017)。

(9) むろん、檀徒は家を単位として構成されている。人口減少とともに、家を構成する人びとも減少しており、単純な戸数の比較では、寺院と関係のある人びとの人数を把握することはできない。そこで、国勢調査 2015 に基づき、曹洞宗寺院が立地する自治体の人口と世帯数から 1 世帯あたりの人員を算出し、これに各寺院の檀徒数(戸)を乗法して 1 ケ寺あたりの檀徒の人数を求めた。その結果、非過疎地寺院の平均檀徒数は 374.7 人(標準偏差 543.7 人)、過疎地寺院は同様に 400.6 人(標準偏差 565.0 人)だった(基数:非過疎地寺院 8,845 ケ寺、過疎地寺院 3,796 ケ寺)。この場合においても、過疎地寺院が非過疎地寺院の数値を超えている。

(10) 専業とは住職が一寺院の運営、宗教活動を専らとすることを意味する。

(11) 住職が特定の一寺院の代表役員に就任している本務寺院(10,265 ケ寺)に注目した場合、寺院内には住職のほか、住職配偶者、副住職や徒弟などがある。このように寺院を構成する人びとは、住職を除き、1 ケ寺あたり約 2.4 人存在し、住職の家族でほとんど構成されているのが実態である(相澤 2017c)。こうした実態を仮に、一般世帯にあてはめてみよう。

厚生労働省が 2015 年に公表した「国民生活基礎調査」によれば、2014 年における 1 世帯あたりの年収の中央値は約 427 万円である。寺院の法人収入は一般世帯の年収とは異なり、本堂や庫裡などの維持・営繕費、教化費、法要費などの諸経費が差し引かれ、そこから住職らの給与(人件費)が捻出されて住職ら家族の生活が営まれる。前回の調査によれば、法人収入に占める人件費は、平均 45.3%(基数:11,914 ケ寺)で、この結果に基づけば、おおよそ法人収入の半分が住職らの収入となる。この点を考慮し、本稿では一般世帯の年収を上回る金額である法人収入「1,000 万円 1 円以上」の寺院は、一般世帯の年収中央値以上であり、住職の専業によって家族の生計を成り立たせることができると判断されることから「高収入寺院」とみなした。一方、法人収入「500 万円以下」の寺院は、住職を含む家族 1 人あたりの平均年収が約 147.1 万円以下(500 万円を 3.4 人で除法)で、一般世帯の人員 1 人あたりの平均年収約 211 万円を大きく下回り、住職の専業によってのみ家族の生計を成り立たせるのが不可能であると考えられることから「低収入寺院」とした。この両極に挟まれる「中収入寺院」は法人収入「500 万 1 円～1,000 万円」で、住職の専業によってのみ家族の生計を成り立たせるのが困難な状況にあると判断される。

なお、浄土真宗本願寺派は『第 9 回 宗勢基本調査報告書』において、寺院の法人収入について、一般世帯の平均年収を基準として、300 万円未満を「低収入寺院」(専業不可能)、300 万円～600 万円未満を「中収入寺院」(専業が難しい)、600 万円以上を「高収入寺院」(専業可能)に分類した。その結果によると、低収入寺院は 37.8%、中収入寺院は 19.0%、高収入寺院は 43.2%だった(基数:5,778 ケ寺/浄土真宗本願寺派 2011)。

(12) 相澤 2017a において、筆者は本稿と同様に曹洞宗と浄土宗の過疎地寺院の檀徒数、法人収入について比較検討を行なった。当該論考における分析は、本調査にさかのぼる 2005 年に実施された前回の調査データに基づいており、本務寺院に絞り込むことなく集計結果を比較した。改めて本務寺院に絞り込み、その集計結果を示すと、曹洞宗寺院の檀徒 150 戸以下は 65.3%(基数:2,463 ケ寺)、低収入寺院は 63.1%(基数:2,439 ケ寺)となる。この結果によれば、檀徒数の点では、浄土宗よりも曹洞宗の過疎地寺院のほうが低位にある一方、低収入寺院の割合はほぼ同率である。ここに記して訂正申しあげる。なお、本調査の結果からも明らかのように、過疎地域における低収入寺院の割合は、この 10 年間で減少した。したがって、比較を行なう場合は、調査年次が近い本調査に基づき、本務寺院に絞り込んだ集計結果から教団間の相違を判断するのが妥当であるとの見方もあろう。そこで本調査によった場合、曹洞宗と浄土宗の過疎地寺院間に、檀徒数と法人収入の面で大きな相

違は、見出しがたいということを付記しておく。

- (13) 曹洞宗における寺族とは、寺族得度式または寺族あんみょうしんじゆ安名親授式を了じ、寺院に在籍する寺族簿に登録されたものである。このうち、じゅん准教師のほふ補任を受け、寺族代表登録簿に登録されたものを寺族代表（1寺院につき1人かぎり）という。
- (14) 仏教教団では、寺院後継者の不足が叫ばれて久しい。土屋・小林 2017 で詳細に論じられている通り、曹洞宗も多分に漏れないが、同宗で宗勢総合調査が開始されて以来、寺院数はおおむね維持されており、「寺院を受け継ぐ」という観点では、継承がなされてきたと判断される。この点で、教団全体からみれば後継者不足を論ずることはできないだろう。にもかからず、後継者不足が声高にいわれる背景には、住職の後継者に対する認識の存在がある。曹洞宗では、教師資格をもつすべての僧侶が住職となることができるが、実態として住職は後継となるべき人を実子や自身の徒弟に固定化し、実子や徒弟がいないことを理由に後継者がいないと認識しており、そこから後継者が不足しているという認識が広まったと推察されている（土屋・小林 2017）。
- (15) もともとは、お盆に各家庭で精霊棚を設け、僧侶を招いて供養の読経をあげてもらうことを意味したが、近年では精霊棚が姿を消し、お盆やお彼岸などの機会に仏壇で僧侶に読経してもらうことを指すように意味合いが変化してきている。